



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

規則（人）

○東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………三

告示

●東京都告示第九百一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十一日

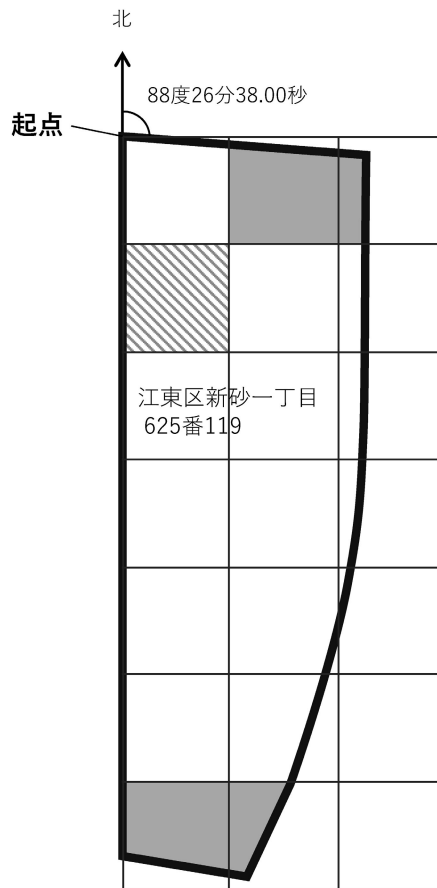
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区新砂一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、江東区新砂一丁目625番119の最北端とする。

【凡例】

- ：単位区画
- ：調査対象地
- ：形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第525号
により指定した区域)
- ▨：指定を解除する区域

【格子の回転角度（88度26分38.00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第千五百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十一日

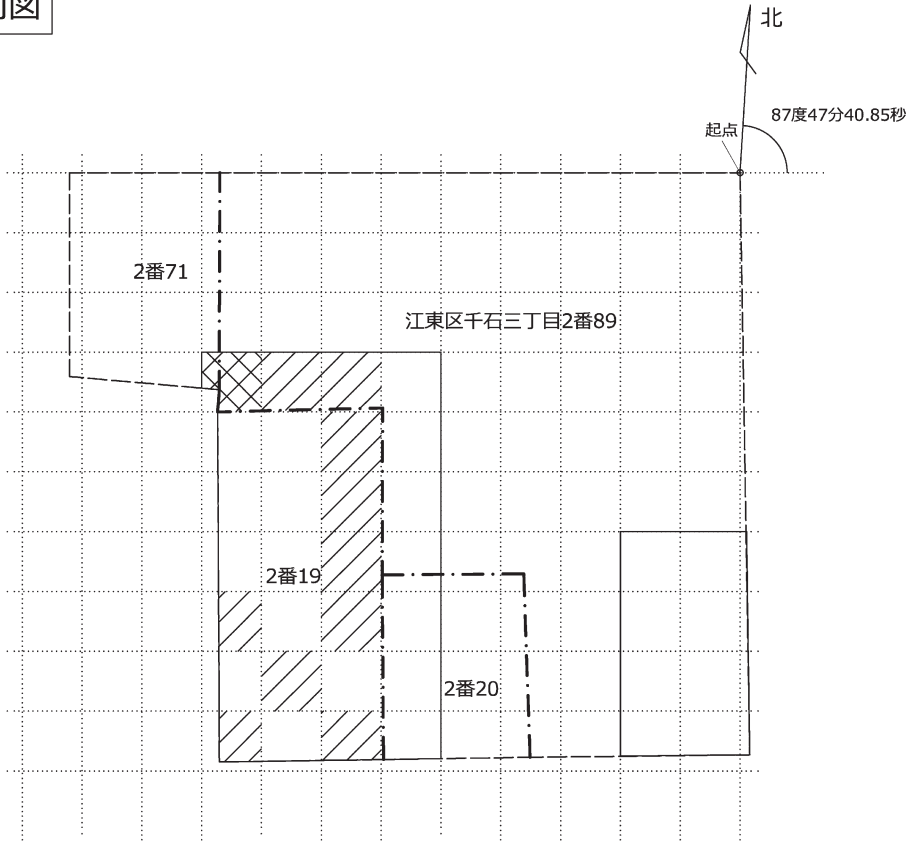
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区千石三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、江東区千石三丁目2番89の最北端とする。

【格子の回転角度】87度47分40.85秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
---	敷地境界
—	調査対象地
-.-	筆境界
.....	単位区画
⊗	指定を解除する区域
⊘	形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第1052号により指定した区域)

規則（人）

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十三号

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する

規則

東京都人事委員会傍聴規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

